

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律（抄）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第四条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「、第十七条第一項」を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条から第十七条まで 削除

第十九条第一項中「、第十七条第一項に規定する周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情」を削り、同項第三号中「第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣の認定を受けていることその他」を削り、「市町村立学校職員給与負担法」の下に「（昭和二十三年法律第百三十五号）」を加える。

別表第七号中「市町村費負担教職員任用事業」を「削除」に改める。